

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------|
| 8 | 国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このよう
なリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー
等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の資格管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用防止のため、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険の資格管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認</p> <p>②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法第9条第1項(利用範囲)番号法別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する] |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69, 70, 71, 160の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 70, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 【オンライン資格確認の準備業務における根拠】 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 町民生活課 国保年金係 |
| ②所属長の役職名 | 町民生活課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7436 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 町民生活課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1,000人以上1万人未満]</div> <div> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div> |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[500人未満]</div> <div> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div> |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[発生なし]</div> <div> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div> |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務における横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いについて手作業が介在するが、いずれも複数人で確認を行う用にしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の保管や廃棄等 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 統合端末へのアクセスが可能な職員は、指紋認証装置とパスワードによる認証によって限定している。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------------------|--|--|------|--|
| 令和1年12月27日 | I-1、②事務の概要 | 高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理、保険料(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 | 国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、資格の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック・管理及び統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の受理に係る確認等 ②被保険者証、被保険者資格証明書、限度額適用認定証等の発行 ③過誤調整における被保険者の資格得喪状況の確認等 | 事後 | |
| 令和1年12月27日 | I-1、③システムの名称 | 国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 次期国保総合システム | 国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 国保総合システム | 事後 | |
| 令和1年12月27日 | I-3、個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条 | 番号法第9条第1項、別表第一の第30項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号の第24条 | 事後 | |
| 令和1年12月27日 | I-4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42項並びに内閣府・総務省令第25条 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 | ※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第1項、第42項並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第1条、第25条 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第1項、第42項、第44項並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第1 | 事後 | |
| 令和1年12月27日 | I-5、評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名 | 課長 渡辺 文昭 | 町民課長 | 事後 | H30.5 新様式変更 |
| 令和3年2月15日 | I-1、②事務の概要 | 国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、資格の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック・管理及び統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の受理に係る確認等 ②被保険者証、被保険者資格証明書、限度額適用認定証等の発行 ③過誤調整における被保険者の資格得喪状況の確認等 | 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険料(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数等の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を | 事前 | 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしこみの導入 |
| 令和3年2月15日 | I-1、③システムの名称 | 国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 国保総合システム | 国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等 | 事前 | 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしこみの導入 |
| 令和3年2月15日 | I-2、特定個人情報ファイル 名 | 国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル | 国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル | 事前 | 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしこみの導入 |
| 令和3年2月15日 | I-3、法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の第30項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号の第24条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事前 | 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしこみの導入 |
| 令和3年2月15日 | I-4、②法令上の根拠 | ※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第1項、第42項並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第1条、第25条 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第1項、第42項、第44項並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第1条、第25条、第26条 | ■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46 | 事前 | 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしこみの導入 |
| 令和3年2月15日 | I-5、評価実施機関における 担当部署 ①部署 | 町民課 国保年金係 | 町民生活課 国保年金係 | 事後 | |
| 令和3年2月15日 | I-5、評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名 | 町民課長 | 町民生活課長 | 事後 | |
| 令和3年2月15日 | I-8、特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ | 町民課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 | 町民生活課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446 | 事後 | |
| 令和4年3月7日 | I-4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠 番号法第19条7号 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号 | ■情報照会の根拠 番号法第19条8号 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号 | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | I-3 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | I-4 法令上の根拠 | ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46 | | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | II-1 対象人数 | 令和5年3月1日 時点 | 令和7年3月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | II-2 取扱者数 | 令和5年3月1日 時点 | 令和7年3月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | IV-8、人手を介在させる作業 | - | ※評価書に記載のとおり | 事後 | |
| 令和7年3月24日 | IV-11、最も優先度が高いと考えられる対策 | - | ※評価書に記載のとおり | 事後 | |